

いつまでも住み慣れた地域で暮らすために 町の高齢者福祉サービスをご紹介します

町では、高齢者が住み慣れた家庭や地域で暮らすため、在宅生活を支援する町独自の福祉サービスを展開しています。

利用申請手続き等について、問合せ欄がないものは役場高齢者支援課となります。☎296-1210 FAX296-2594

快適な睡眠と衛生管理の向上を 寝具洗濯乾燥消毒サービス

■対象者

町内に住所を有し、寝具の衛生管理が困難な次の①～③のいずれかに該当する方

- ①ひとり暮らし、又は高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する方
- ②疾病等により、常時ねたきりの状態にある方、又はこれに準ずる方
- ③重度の心身障がい者

■利用回数 寝具乾燥消毒は11回／年
寝具洗濯は1回／年

■利用料 無料

家族介護者の経済的な負担を軽減 家族介護者支援手当

高齢者の在宅生活の継続と向上、家族介護者の精神的、経済的な負担の軽減を図るため、高齢者を在宅で介護する家族に手当を支給します。

■対象者

次の①～③にすべて該当する要介護高齢者を、在宅で介護する家族介護者

- ①介護保険法による要介護5の認定者
- ②介護保険法に定める介護給付で、規則に定める施設入所をしていない方
- ③町内に6か月以上継続して居住している方

■手当支給額 月額15,000円
※支給対象月の翌月に支給

介護者の冠婚葬祭の出席などに

ショートステイ（生活管理指導短期宿泊）

高齢者の介護をしている方の病気や出産、冠婚葬祭への出席、介護疲れなどの時に、町と契約する老人福祉施設に短期宿泊していただき、日常生活に対する指導等を行います。

■利用対象者

介護保険要介護・要支援認定において自立と判定された方で、一時的に養護する必要がある方

■利用期間 6か月に7日以内（6泊7日）

■利用料 宿泊に係る経費の10%及び飲食物相当額

■契約施設 鳩山松寿園（鳩山町大字小用554番地）

本人及び介護者の経済的負担を軽減 在宅高齢者の紙おむつ支給

■対象者

町内に住所を有し、おむつを必要とする在宅の高齢者等で、次の①～②のいずれかに該当する方

- ①介護保険法の規定による要介護認定3、4、5の方
- ②尿失禁及び認知症が認められ、「認知症高齢者の日常生活自立度判断基準」のランク「IIa」～「M」に該当する方

■支給限度額（月額） 3,500円相当分
※利用者の負担はありません。

食生活の改善を図り、健康の保持等を 配食サービス

■利用対象者

次の①～③のいずれかに該当する方

- ①65歳以上の単身の方
- ②65歳以上の方のみで構成する世帯で、居住又は隣接する家屋に3親等以内の親族の方（65歳以上を除く）が居住していない方
- ③身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳1級、または2級の交付を受けている方で、障がいのため日常的に調理が困難になっている方

■実施配達日 週4日以内（月・火・水・金曜日）
昼食をご自宅までお届けします。

■利用者負担 1食 200円

■問合せ 町社会福祉協議会☎296-5296





緊急通報装置の本体（右）とペンダント型（左）



宮崎 くにさん

利用者の声

緊急通報システム装置を設置して10年が経ちます。ひとり暮らしなので、もしもの時に不安がありました。この装置があるので、安心感があります。本体は寝室に、ペンダント型は、日中は近くに置いています。

日常生活における不安を解消 緊急通報システム

けがや病気などの緊急時に、緊急通報装置のボタンを押すことにより、支援センターへ連絡される装置を設置します。

■対象者

次の①～③のいずれかに該当する方

- ①65歳以上のひとり暮らしの方や、世帯員のすべてが65歳以上の世帯にある方で、病弱等により日常生活を営む上で常時注意を要する方
- ②重度心身障がい者等のひとり暮らし、又は障がい者世帯にある方で日常生活を営む上で常時注意を要する方
- ③世帯員の就労等により、長時間にわたり①、②と同様の状態となる方

■利用料 設置費は無料。ただし、通話料は利用者の負担となります。 ※NTTの一般回線を基本とするため、光電話・IP電話回線を使用している方は利用できません。

コミュニケーションの向上を支援 補聴器購入費補助

■対象者

町内在住する65歳以上で、次の①及び②に該当する方

- ①障害者自立支援法による補聴器の支給対象にならない方
- ②医師が補聴器を必要と認めた方

■補助額 2万円 ※購入金額が2万円未満の場合は購入金額とします。

■補助回数 1人1回

家族で悩まず まず相談を

鳩山町地域包括支援センター



健康を維持しながら、いつまでも住み慣れた地域で、自立した生活を送るためには、地域の福祉サービスの活用や、家族や地域を含めた見守り体制が必要です。ひとり暮らしの高齢者は、年齢が高くなるにつれて、地域との関わりが少なくなり、家の中に閉じこもりがちです。

町では、高齢者等が住み慣れた地域で自立し、安心して生活が送れるように、地域で見守る「鳩山町地域見守り支援ネットワーク（見守りはとネット）」を設立し、関係機関等と連携しながら支援をしています。また、昨年11月には、鳩山ニュータウン内に福祉の拠点として「ニュータウンふくしプラザ」を開設するなど、相談業務

等の充実に取り組んでいます。

しかし、介護をされているご家族の多くは、福祉制度や地域の情報が分からず、孤立してしまいがちです。町地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが、さまざまな面から地域に暮らす高齢者の支援・相談を行っています。家族だけで悩まず、まずはご相談ください。

●鳩山町地域包括支援センター

町保健センター建物内（旧国保診療所）
電話 296-7700 FAX298-0077